○次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

令和５年４月１日規則第３号

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

１　次に掲げる規定に基づき規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１９条第１項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１９条第１項に規定する地方公共団体の機関、その長又はその職員は、管理者とする。

(1)　次世代育成支援対策推進法施行令（平成１５年政令第３７２号）第２項

(2)　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成２７年政令第３１８号）第１条第２項

２　前項各号に掲げる規定に規定する規則で定める職員は、管理者が任命する職員とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。